

いじめの防止について

1 いじめ防止に係るこれまでの国や本県の動向

(1) これまでの経緯

いじめによる中学生の自死をきっかけに、国において「いじめ防止対策推進法」が制定されました（平成 25 年 9 月施行）。これを受けて、三重県では「三重県いじめ防止基本方針」を策定（平成 26 年 1 月）するとともに、「三重県いじめ問題対策連絡協議会」、「三重県いじめ対策審議会」及び「三重県いじめ調査委員会」を条例により設置しました（平成 26 年 3 月施行）。

○「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年施行）

国において、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた法が制定されました。

○「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年）

国において、法に基づき、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにする方針が策定されました。

○「三重県いじめ防止基本方針」（平成 26 年）（参考資料 1）

本県では、法の趣旨をふまえ、国の基本方針を参酌し、いじめ防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの未然防止や事案発生時の対応等の基本的な方向を示した方針を策定しました。

すべての学校が、県の方針をふまえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、教職員がささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つことに努めています。

(2) いじめ防止対策推進法施行後の状況

法施行後においても、全国ではいじめにより子どもが命を絶つという痛ましい事案が引き続き発生しました。文部科学省はこれらの事案において、教員が一人で問題を抱え込み、いじめとして組織的に対応されていなかったこと等を大きな課題と捉え、校内における情報共有やいじめの的確な認知について、方向性を明確化しました。

課題の例

- (1) 学校のいじめ基本方針の周知・共有
学校のいじめ防止基本方針について、背景や内容を教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に則った取組ができていなかった。
- (2) 未然防止・早期発見
定期的実施していたアンケートの結果について、生徒の回答に変化が見られたものの十分な分析の下、対応を行わなかった。
- (3) 組織的対応
学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、担任と学年主任のみで対応をとり、学校の対策組織には共有されていなかった。
- (4) 重大事態の調査
重大事態発生前に第三者調査委員会が設置されておらず、調査委開始が遅れたり、委員の人選に関する被害者・加害者との調整が困難となるケースがある。

○「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成 29 年 3 月）

国は平成 28 年 11 月、法に基づくいじめ防止に係る取組状況の把握と検証を行い、それに基づき平成 29 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定しました。この改定により、いじめが「解消している」状態と判断するための要件が初めて示されたほか、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価することなどが明記されました。

○いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定（平成 29 年 3 月）

「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある」という現状・課題があることから、調査の進め方に関するガイドラインを作成しました。

(3) 本県の取組

ア 学校のいじめ基本方針の周知・共有

「学校のいじめ防止基本方針」は、学校だよりやホームページで地域や保護者に周知しています。

イ 未然防止・早期発見

アンケートの実施による実態の把握に加え、日々子どもを見守るとともに、いじめの問題に関する校内研修を実施しています。いじめに関するアンケートを年間計画に位置づけ、学期に 1 回以上実施しています。

ウ 組織的対応

心理及び福祉の専門家を活用し、ケース会議等で情報の共有を行います。認知したいじめについて、いじめた児童生徒及びいじめられた児童生徒の保護者に対し、家庭訪問、面会、電話により連絡します。

エ 重大事態の調査

調査については、学校又は学校設置者の附属機関で行い、さらに調査が必要な場合は、知事部局に設置している「いじめ調査委員会」が調査を行う仕組みとなっています。

2 三重県いじめ防止条例（仮称）について

（1）条例制定の考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではありません。

本県においては、これまで「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、学校を主体としたいじめの防止等の取組を進めてきました。

しかし、依然として、いじめ事案が発生していることから、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の課題としてとらえ、子どもたちに関わるすべての大人が「いじめは絶対に許さない。」「子どもたちを徹底して守り通す。」という姿勢を示し、いじめ防止に向けた取組を進めることが重要です。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが許されない行為であることについて、一人ひとりが十分に理解することが必要です。

そこで、あらためて、いじめは、学校を含めた社会全体の課題であることを共有し、社会総がかりでいじめを生まない社会の実現のため、「三重県いじめ防止条例（仮称）」を制定します。

（2）条例の内容

子どもたちの声を丁寧に聞き、子ども目線に立った条例になるよう工夫します。

（目的）

- ・子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定める。
- ・県、学校の設置者、学校、保護者、県民等の責務や役割を明らかにする。
- ・いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める。

（基本理念）

- ・学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- ・県、国、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止をめざすこと

（各主体の役割）

- ・学校及び保護者は、児童生徒一人ひとりの理解に努めるとともに、児童生徒の規範意識や他人を思いやる心を養う。
- ・県民は、いじめ防止に協力をするとともに、児童生徒の健やかに成長できる環境づくりに努める。

(いじめの防止のための措置)

- ・いじめの早期発見、早期対応
- ・関係機関、団体との連携
- ・啓発活動
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 等

(3) 条例制定に向けて

ア 条例検討委員会

条例案策定に向けて、有識者、保護者代表、学校関係者等で構成する検討委員会を開催。

【第1回検討会（6/28）での主な意見】

- ・条例を作ることによって社会全体の意識が高まり、みんながいじめについて考える契機になる。
- ・地域、家庭、事業者などが連携を図り、進めることができる条例であるとよい。子どもを主体とした条例を作ることが大切である。
- ・SNSでのいじめなど、いじめの中身が見えにくくなっており、学校だけでいじめをなくしていくには限界がある。条例によって子どもたちのために教職員が動きやすくなる視点があるとよい。
- ・サイバー空間でのいじめ相談が多く、どちらが加害者か被害者かわからない事案がある。子どもたちのなかで、いじめと認識していない場合もある。子どもたちにいじめの基本理念について、どのように捉えてもらうかが大切である。

イ 子どもの声を聞く機会

①児童生徒アンケート（平成28年7月実施）

○対象：県内の小学校10校（5・6年生）・中学校10校（全学年）の児童生徒3,408人

【いじめの被害経験・加害経験】

	被害経験あり	加害経験あり	被害も加害も経験あり	両方なし
小学校	64.8 %	64.0 %	53.2 % 〔被害経験者の 82.1 %〕 〔加害経験者の 83.1 %〕	24.2 %
中学校	62.4 %	71.2 %	57.0 % 〔被害経験者の 91.3 %〕 〔加害経験者の 80.0 %〕	23.3 %

- 被害者と加害者が入れ替わりながら、多くの子どもたちがいじめに関わった経験を持っていることが分かり、いじめがすべての子どもたちの問題であることが改めて確認できました。

【教員、保護者への願い】（自由記述から主なものを分類して集計）

	教員への願い	保護者への願い
小学校	①加害者をしっかり注意して、叱って(15.1%) ②話を聞いて、相談に乗って(13.4%) ③一人一人をよく見ていて(5.8%) ④休み時間も教室にいて(4.4%) ⑤見て見ぬふりをしないで(2.1%)	①話を聞いて、相談に乗って(20.0%) ②学校での出来事を聞いて(6.8%) ③様子をよく見ていて(5.2%) ④自分の子どもがいじめをしないように家でしっかり教育して(4.9%) ⑤話しやすい家族でいて(1.9%)
中学校	①一人一人をよく見ていて(14.2%) ②話を聞いて、相談に乗って(12.3%) ③加害者をしっかり注意して、叱って(8.3%) ④休み時間等に見回りして(3.5%) ⑤見て見ぬふりをしないで(2.8%)	①話を聞いて、相談に乗って(18.5%) ②学校での様子や出来事を聞いて(8.2%) ③様子をよく見ていて(5.9%) ④話しやすい家族でいて(3.3%) ⑤味方でいて、守って(2.9%)

○ 教員への願い： 小学校では「しっかり注意してほしい、叱ってほしい」が多いのに対し、中学校では「一人一人をよく見ていてほしい」が最も多く、発達段階による違いが見られました。一方、小・中学校ともに、休み時間も目を離さないでほしいという意見や、見て見ぬふりをしないでほしいという意見もあり、中には教員自身がいじめにつながるような差別をしないでほしいといった意見も見られました。

○ 保護者への願い： 小・中学校ともに、「話を聞いてほしい、相談に乗ってほしい」や、「学校での出来事を聞いてほしい」が多く、家庭で保護者と対話する時間がもっとほしいと考えていることが分かりました。

②高校生意見交流会（平成29年8月実施）

○対象 県立・私立の高等学校生徒 70名

○内容 いじめの問題についてグループ討論、高校生による行動宣言の策定。

○行動宣言

- ・「お互いを知り、おもいやる」
- ・「**あ**いさつしあう 声を**か**け合う **い**ろいろな人と関わる 学校生活を**み**つめ直す 人の気持ちを**か**んがえる」（「あかいろみかん」という標語になるよう考えられている）
- ・「互いにあいさつや 声かけを忘れず 仲間との絆を深めよう」
- ・「思っていることを聞く 思っていることを伝える」

【条例制定に向けての生徒の意見】（参考資料2）

ア 条例への期待や希望

- ・安心して過ごせるようなルールにしてほしい。
- ・法律は分らないが自分の意見をしっかり出せる社会を作っていきたい。
- ・いじめはいけないという意識の基準となるものにしてほしい。
- ・条例でしぼるのではなく皆が自主的に行動できるようにすることが大事。

イ 自分たちでできること

- ・いじめを見つけたらそのままにせず、自分または他の誰かに言って行動する。勇気をもって行動する。
- ・まず受け入れるということを大事にしたいと思う。どんな意見や相手の話もひとまず受け入れていきたい。
- ・言葉にしないと伝わらないことがあるので、交流会等を通して意見を聞くことは大事である。
- ・なるべく生徒の間で解決することが大切だと思う。

ウ 大人や学校、行政機関等に望むこと

- ・条例を制定するのは大人であるが、生徒の意見と大人の意見の違いが生じないように、今後も話し合いができるとう嬉しい。
- ・大人が知らないふり、見ないふりをしないでほしい。
- ・インターネットなどを使って意見が言えるような場が設定されるとよい。

③キッズモニター

キッズモニター（県内の小中学校、高等学校の児童生徒）を対象に、「いじめを解決した経験」「いじめをなくすために自分にできること」などについて意見を募集しました。（参考資料3）

○募集期間：平成29年8月3日～21日

○回答者数：248人（対象者数：538人）

ア いじめをなくす方法について【複数回答】

- | | |
|------------------------|-------|
| ・自分自身がぜったいにいじめをしない | 78.2% |
| ・いじめをなくす授業や話し合いをたくさんする | 41.9% |
| ・学校のルールやきまり（法律）を作る | 30.6% |
| ・いじめをした人は罰を受けるようにする | 27.0% |
| ・いじめはいけないと周りの人に訴える | 27.4% |

イ いじめをなくすために自分でできることについて【複数回答】

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ・いじめを見かけたら、誰かに相談する
（先生、家族、友達など） | 82.7% |
| ・いじめを見かけたらとめる（注意する） | 39.5% |
| ・いじめを見つけたらクラスなどで、すぐに話し合う | 21.0% |
| ・いじめ相談などに電話する | 16.1% |

ウ 大人に協力してほしいことについて【複数回答】

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・子どもの様子をいつも見てほしい | 51.6% |
| ・子どもの話をしっかり聞いてほしい | 69.4% |
| ・大人から子どもたちへ積極的に声をかけてほしい | 37.9% |
| ・いじめに気づいてほしい | 65.3% |

- ・いじめを見かけたらきちんと指導してほしい 60.9%
- ・大人もいじめをしないでほしい 48.8%

エ あなたは、いじめをどのように解決しましたか。その時の状況（※自分がいじめられた、友達がいじめられた、自分がいじめた）も含めて一番記憶に残っている経験を1つ書いてください。

- ・担任の先生に相談した。
- ・母親に相談し、先生に話してもらった。
- ・親と先生に話をし、相手の親と話し合いをした。
- ・じっくり話し合った。
- ・クラスで話し合いをした。
- ・毅然とした態度で屈しなかった。
- ・友達が「今の言い方は良くないよ。」と言って、助けてくれた。
- ・友達と一緒に、いじめられていた子に話しかけて、常に一緒にいるようにした。

④子どもの声募集

県内の小中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒を対象に、いじめの問題に関する意見や提案を募集予定（平成29年9月～10月）

3 ネット上のいじめについて

(1) ネット上のいじめの現状

- 平成28年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果によると、三重県において、小学校6年生の60.9%、中学校3年生の84.8%が、平日に携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしている実態があり、児童生徒への普及が拡大しています。また、県教育委員会の「インターネット社会を生き抜く力の育成事業」におけるネットパトロールにおいて、児童生徒がインターネット上に個人情報を掲載する等の危険度の高い書き込みが、平成28年度に107件（中学校71件、高等学校36件）検知されています。
- いじめの態様としては、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の割合は、6.2%（国4.1%）ですが、ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまいう現状や不特定多数の者から、特定の子どものに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなります。また、保護者や教師により「ネット上にいじめ」を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難は状況にあります。
- 危険度の高い書き込みとして、「うざい」「キモイ」といった誹謗・中傷やTwitter上での問題のある書き込みや個人の画像の掲載が多く、他県の検索状況も同様にTwitter上での書き込みが目立っているとの状況です。

表1: ネットパトロールの検索結果: 三重県(H28) ()内はH27の結果

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
問題のある書き込み件数	11 (4)	643 (307)	378 (524)	0 (0)	1,032 (835)
危険度の高い書き込み件数	0 (2)	71 (11)	36 (20)	0 (0)	107 (33)
内訳					
誹謗中傷	0 (0)	11 (0)	5 (0)	0 (0)	16 (2)
個人情報の掲載	0 (0)	60 (9)	29 (17)	0 (0)	89 (26)
その他	0 (0)	0 (2)	2 (3)	0 (0)	2 (5)

表2: いじめの態様: 三重県問題行動等調査(H27) (複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	認知件数に占める割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	581	367	73	8	1,029	68.1%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	208	65	20	1	294	19.5%
仲間はずれ、集団による無視をされる	155	75	14	0	244	16.2%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	78	31	11	2	122	8.1%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	20	55	18	1	94	6.2%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	46	17	11	2	76	5.0%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	44	16	10	0	70	4.6%
金品をたかられる	6	1	2	0	9	0.6%
その他	36	32	7	0	75	5.0%
計	1,174	659	166	14	2,013	

4 ネット上のいじめに対する本県の取組

児童生徒のインターネット等の問題のある書き込みの検索・監視を行うことで、一定の抑止を図るとともに、インターネット等に対する保護者の理解を深め、家庭でのルールづくりを推奨するため保護者等への啓発が求められます。

また、児童生徒のインターネット利用等に関する正しい知識の習得と適切な態度を育成することや、児童生徒自ら考え取り組むなどの主体的な活動が必要です

(1) 未然防止・早期対応の取組

ア ネットパトロール

全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象とした児童生徒のインターネット上の問題のある書き込みに係る検索（ネットパトロール）及び削除要請代行を専門業者に委託し、その情報を基に学校での指導及び啓発を行い、インターネットに潜む危険性について児童生徒及び保護者の理解を深める。

イ ネット啓発講座

保護者等から成る「ネット啓発チーム」が、各校のPTA研修会などで、子どもたちのインターネット・スマートフォン利用に係る現状や問題点、保護者の役割等について、保護者の目線で話をする。

ウ みえネットスキルアップサポート

スマートフォンを持ち始める可能性が高い小学校3年生から中学校3年生を対象に情報モラルやリスクに対する能力を把握。実施後の事後指導等を通し、児童生徒のインターネットの適切な利用等に対する知識・態度を育成する。

エ 「インターネットトラブル対応事例集」

学校で発生しうるインターネットトラブルについての事例に係る対応を示し、教職員の指導力向上に資することを目的に、「インターネットトラブル対応事例集」を作成し、小中学校生徒指導担当者講習会や地区別高等学校生徒指導連絡協議会等を通じて、本事例集の効果的な活用について研修を行うとともに、教職員がインターネットトラブルに対し、適切な対応ができるよう、指導力の向上に努めている。

(2) 児童生徒の主体的な取組

ア 高校生スマホサミット（平成27年度）

県内9校16名の高校生からなる実行委員会が中心となり、スマートフォン等の問題や適切な使用について、助言者を交えて意見交流を行った。標語を使った啓発の提案や実行委員会メッセージ「適切な使用について話し合うことが大切」「一人ひとりが実践しよう」を県内高等学校へ発信した。

イ 紀北町スマホサミット（平成28年度）

紀北町全4中学校の代表生徒が集まり、「スマートフォンを適切に使うために、自分たちにできることを考えよう」をテーマに助言者を交えて意見交流。「使用ルールを決めよう」など3点の「紀北町中学生スマホ宣言」を発表。

ウ 名張西・名張青峰高等学校の取組（平成28年度）

生徒会役員が中心となり、全校生徒を対象としたアンケート調査や関係機関から聴き取りを行う等、スマートフォン等の適切な使用について、全校生徒に対し積極的な呼びかけを行い、適切な使用を促す等の取組を行った。

エ 高校生ICT Conference in 三重

平成29年9月30日（土）、県内12校33名（予定）の高校生が集まり、心豊かな生活を実現するために、スマートフォン等をどのように利活用していくか議論する。